



TITLE:

公共物管理におけるアカウントビ
リティに関する研究(Abstract_要
旨)

AUTHOR(S):

越水, 一雄

CITATION:

越水, 一雄. 公共物管理におけるアカウントビリティに関する研究. 京都
大学, 2005, 博士(工学)

ISSUE DATE:

2005-03-23

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/144892>

RIGHT:

氏名	こし みず かず お 越 水 一 雄
学位(専攻分野)	博 士 (工 学)
学位記番号	工 博 第 2485 号
学位授与の日付	平成 17 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	工 学 研 究 科 都 市 社 会 工 学 専 攻
学位論文題目	公共物管理におけるアカウントビリティに関する研究

(主 査)
論文調査委員 教授 小林 潔 司 教授 谷口 栄 一 教授 大津 宏 康

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、公共物の管理問題を対象として、多義的・複合的な性質を有するアカウントビリティ概念の構造と機能について理論的に分析するとともに、多様な関係主体から構成されるアカウントビリティ・システムの構築を念頭においた公共物管理システムを提案したものであり、7章から構成されている。

第1章は序論であり、公共物管理に関わる多様な関係主体から構成されるアカウントビリティ・システムの特性を明らかにし、次章以降における分析枠組みを提案している。

第2章では、アカウントビリティ概念の多義的・複合的な性質を踏まえて、公共物管理におけるアカウントビリティの理念を理論的に分析している。アカウントビリティの中心概念は、受託者が委託者に対して受託された行為の結果について報告する2者関係にあることを指摘している。その上で、公共物管理に関わるアカウントビリティ・システムの構造が意味の構造、正統化の構造、支配の構造という3つの部分構造で成り立つことを明らかにしている。すなわち、意味の構造は、それぞれの関係主体の有する言語体系を、正統化の構造は、委託者と受託者の間の権利・義務の関係を規定する規範的な秩序を、支配の構造は、委託者と受託者間の権力関係を表しており、第3章、4章、5章において、それぞれの構造について理論的分析を展開している。

第3章は、公共物管理のアカウントビリティ・システムにおける意味の構造に着目し、公共物管理に関して異なる言語体系を有する行政と個人がコミュニケーションを行う状況を主観的ゲームとしてモデル化し、言語体系の不一致がもたらすコミュニケーションの困難性とそれを克服するための方策について考察している。主観的ゲームの均衡分析によって、異なる言語を用いて公共物管理の代替案を認識する行政と個人がコミュニケーションを行ったとき、両者が相手の発言内容を誤解し、個人の要求水準に合致しない代替案が選択される可能性があることを理論的に証明している。その上で、公共物管理に関する異なる言語の対応関係を明示したロジックモデルを作成し、行政と個人の間で言語の共有化を図ることの重要性を理論的に検証している。

第4章は、アカウントビリティ・システムにおける正統化の構造を分析しており、公共物管理の正統性を確保する上でのプロフェッショナル組織の役割について検討している。その際、正統性概念が実用的正統性、道徳的正統性、認識的正統性という3つの正統性概念により構成されることを明らかにしている。さらに、多様な関係主体が関与する公共物管理においては、妥当な業務に対する社会的認識に基づく認識的正統性を確保することが重要であることを指摘している。その上で、認識的正統性を確保するために、専門的な知見から評価、情報提供、監査等の科学的な判断を行うプロフェッショナル組織の役割に着目し、プロフェッショナル組織が抱える異分野摩擦の問題について考察している。その結果、異分野摩擦の問題を克服し、各主体間のコミュニケーションを通じて、プロフェッショナル組織が適切な判断を下す上で、協治概念が重要であることを導き出している。

第5章では、公共物管理に関する性能規定型維持管理契約の問題を通じて、公共物管理のアカウントビリティ・システム

における支配の構造について分析している。公共物管理に関する性能規定型維持管理契約をめぐる発注者と民間事業者が交渉を行い、公共物管理のパフォーマンス基準が規定される状況を、発注者をプリンシパル、民間事業者をエージェントとするプリンシパル・エージェントモデルとしてモデル化している。均衡分析の結果、発注者がインフラ施設の点検項目に関して正確に判断できないことに起因して、公共物管理に関する望ましい代替案が実施されない可能性があることを明らかにしている。その上で、発注者が民間事業者との性能規定型契約によって、適切な業務と報酬スキームを実現するためには、プロフェッショナル組織によって民間事業者の業務とそのパフォーマンス基準との対応関係が立証されることの必要性を理論的に明らかにしている。

第6章では、第5章までの議論を踏まえて、アカウントビリティの望ましい構造を実現しうるような実際のな公共物管理システムを提案し、公共物管理を実施する上でのプロフェッショナル組織の役割を明確に規定している。本章では、このようなプロフェッショナル組織として、アカウントビリティ・センターの設立を提案するとともに、公共物管理に関わる多様な関係主体のアカウントビリティ・システム上の構成と、アカウントビリティ・システムのガバナンスのためのアカウントビリティ・センターの役割を明確化している。

第7章は結論であり、本論文で得られた成果について要約している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、公共物管理における委託者—受託者関係をアカウントビリティ・システムとしてモデル化し、多義的・複合的な性質を有するアカウントビリティの構造と機能について理論的に分析するとともに、多様な関係主体から構成されるアカウントビリティ・システムの構築を念頭においた公共物管理システムを提案したものであり、得られた主な成果は次の通りである。

1. アカウントビリティ・システムの理念的な構造と機能を理論モデルとして定式化するとともに、アカウントビリティ・システムの構造が、意味の構造、正統化の構造、支配の構造という3つの部分構造で構成されることを明らかにしている。
2. 公共物管理における意味の構造に着目して、異なる言語体系を有する行政と個人のコミュニケーション過程を主観的ゲームモデルとして定式化し、アカウントビリティ構造を主観的ゲームの均衡解として導出している。その上で、言語体系の不一致を克服するための方策について考察している。
3. 公共物管理における正統性の構造が、実用的正統性、道徳的正統性、認識的正統性概念により説明されることを明らかにし、その中で認識的正統性の重要性を指摘している。さらに、認識的正統性を確保するためのプロフェッショナルの役割について理論的に考察している。
4. 公共物管理を民間委託するための性能規定型維持管理契約の構造をプリンシパル・エージェントモデルとして定式化し、公共物管理における委託者—受託者関係における望ましい支配の構造について理論的に分析している。アカウントビリティの望ましい構造を実現しうるような実際のな公共物管理システムを提案し、公共物管理を実施する上でのプロフェッショナル組織の役割を明確に規定している。

以上要するに、本論文は、公共物管理における委託者—受託者関係の構造と機能をアカウントビリティ・システムとしてモデル化するとともに、アカウントビリティ理念に基づく公共物管理システムの構築のための指針を明らかにしたものであり、学術上、実際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士（工学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成17年2月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。